（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第十四条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第十六条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の二の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2　（略）

3　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の二の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十一条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2　（略）

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十一条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

様式第一（第４条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第50条第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

（略）

（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第二十五条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第二十七条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2　（略）

3　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2　（略）

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

様式第一（第４条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の９第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

（略）